

尾北民商が大口町と懇談を行いました！

尾北民商は2023年12月19日に大口町と懇談を行いました。民商からは9人が参加し、大口町からは10人が対応しました。また日本共産党の江幡議員が同席しました。

中小事業者エネルギー価格高騰対策支援金について、これまでの広報や申請数について質問し、回答を得ました。また、対象でありながら制度が周知されていない業者がまだいる可能性を考慮して、申請期間を延ばすことを求めました。

大口町の会員からは、行政が地域の業者を支援してくれたことへのお礼の言葉を伝えました。

大口町が行ってきた業者へのアンケートの対象や方法、回答の傾向などについても話しました。

税の納付困難者への徴収事務の改善については、業者の生活維持と事業継続が不可分であること、その継続を破綻させるような売掛金・預金への差し押

さえを行わないことを訴え、大口町から「自営業者については事業継続が大前提」「生活を第一に納税相談を行う」との回答が得られました。

また納税や換価の猶予について、分納と猶予は納税者にとって実利的にも心理的にも大きく違うことを伝え、納税相談や猶予の申請にあたってはできる限り納税者の有利になるような対応を求めました。

国保税が県単位化以降、3市2町すべての地域で国保保険料が値上がりしていることを伝え、払える国保料にしていくために一般会計からの繰入金増額や均等割、平等割の引き下げを訴えました。また国保財政の根本的な問題として、国庫負担金の引き上げを国に求めていくことを確認しました。

他にも尾北民商からは、家族専従者の働き分を認めない所得税56条の廃止、国民にマイナンバーカード取得を強制しないこと、小規模業者やフリーランスを廃業に追い込むインボイス制度の廃止についてなどで、大口町から国に意見書を上げることを求めました。

今回の大口町との懇談で、2023年は尾北民商の管内の3市2町すべての行政との懇談が実現しました。

業者の経営と生活、社会的地位の向上のために、尾北民商はこれからも運動を続けます。



2024年
1月15日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390



令和5年分の源泉所得税の納付期限は1月22日(月)です！

源泉所得税の納付の特例を申請している人は、7月から12月分の給与の天引分の納付の締め切りが1月20日になりますが、今年は土曜日なので1月22日(月)が納付の締切日です。

22日までに納付を行うためには、それまでに年末調整を済ませて納付額を確定させる必要があります。 ※書類提出の締切日は31日です。



従業員に税金が発生するけれども、年末年始の忙しさのために、年末調整や源泉所得税の納付額の確定がまだ終わっていないという方は、急ぎ民商にご相談ください。

申告計算会の予約はお済みですか？ 会場には署名をお持ちください！

会員の皆さんにお届けした申告計算会のお知らせには「ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス廃止を求める請願署名」の用紙が入っています。目標は1会員10人分です。

また尾北民商は現在、倉敷民商弾圧事件の支援署名と、現行の保険証を残す署名も募っています。

業者の権利の維持発展のために、私たち全員の営業と生活を守るために、ご協力をお願いします。